

公立大学法人金沢美術工芸大学における公的研究費に係る内部監査室規程

平成 28 年 5 月 10 日

法人規定第 97 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学における公的資金による研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程に基づき、公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）における公的研究費に係る内部監査室に関して必要な事項を定める。

(内部監査部門及び監査責任者)

第 2 条 内部監査室は、最高管理責任者である学長の直轄的な組織とし、事務局長を監査室長とする。

(監査担当者)

第 3 条 監査を担当する者は次に掲げる者とする。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) その他学長が必要と認める者

(内部監査室による不正発生要因の分析)

第 4 条 内部監査室は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に示されているリスクを踏まえ、本学の実態に即した不正発生要因を分析のうえ、監査を計画し、実施する。

(監査担当者の権限)

第 5 条 被監査部門の関係者に対し、帳票及び諸資料の提出並びに事実の説明、その他監査実施上必要なもの等を求めることができる。

2 監査実施上必要と認められる各種会議への出席又は議事録の閲覧を求めることができる。

(被監査部門の義務)

第 6 条 被監査部門は、円滑かつ効果的に監査が実施できるよう積極的に協力しなければならない。

(監査担当者の義務)

第 7 条 監査担当者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 監査担当者は、業務上知り得た事項は、正当な理由なくして他に遺漏してはならない。
- (2) 監査は、事実に基づいて行い、常に公正に判断されなければならない。
- (3) 監査担当者は、いかなる場合においても被監査部門の業務の処理・方法等について、直接指揮命令をしてはならない。

(結果報告)

第 8 条 監査責任者は、監査結果を管理体制の最高管理責任者である学長に報告する。

(結果報告の取扱い)

第9条 監査報告のとりまとめ結果については、研究不正防止教育の一環として、学内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底する。

(監事との連携)

第10条 監査室長は、監査結果等について、監事に報告し、意見を求めるなどして、有効かつ多角的な監査を実施する。

(内部監査マニュアル)

第11条 内部監査室がおこなう監査業務の対象、手順等については、別途内部監査マニュアルに定める。

2 監査業務は内部監査マニュアルを随時更新しながら関係者間で活用することにより、監査の質を一定に保つよう努めなければならない。

附 則

この規程は、平成28年5月10日から施行する。